

岩手県告示第407号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成24年6月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
小原クリニック	花巻市西大通り二丁目22番15号	平成24年2月29日
医療法人中庸会来久保医院	花巻市石鳥谷町中寺林第10地割46番地	平成24年3月31日
茂木内科医院	北上市本通り一丁目7番12号	〃
釜石ファミリークリニック	釜石市大渡町三丁目15番26号	〃
前沢眼科クリニック	奥州市前沢区向田一丁目20番地1	〃
つくし薬局大町店	上閉伊郡大槌町大町3番7号	〃